

平成 17 年 3 月 3 1 日

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
精神保健福祉課長 矢島 鉄也 様

社団法人 日本作業療法士協会
会長 杉原 素子

今後の精神医療保健福祉の施策に関する要望

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

社団法人日本作業療法士協会に所属する作業療法士は、これまで医療・保健・福祉の領域において、生活という視点から、さまざまな障害者に対するリハビリテーションを推進してまいりました。精神科領域の医療・保健・福祉分野では、退院促進あるいは地域における生活支援に向けて、精神障害者の生活機能評価及び環境評価を通して生活機能訓練や環境調整を、他の職種と連携しながら行ってまいりました。

先般、国会に上程されました障害者自立支援法の並びに精神保健及び精神保健福祉に関する法律の改正等に関し、社団法人日本作業療法士協会は、上記のような精神障害者を含むさまざまな障害者の自立及び生活支援のため諸々のリハビリテーション活動を実践している職能団体として、下記の通り要望いたします。

1. 基本的な考え方

精神障害者に関する施策を、さまざまな障害を統合した施策の中に位置づけるという長期的な展望の中で、精神障害に関する正しい知識の普及・啓蒙、精神病床の機能分化及び退院促進のための適切なリハビリテーションサービスの提供、精神障害者に対する福祉施策あるいは地域社会における生活支援の充実、精神障害者を多くの職種がチームで支えるという方向性については、社団法人日本作業療法士協会として基本的に賛同の考えをもっている。

以上の基本的な考え方を基盤として、今般の法改正について以下のような具体的提案を提示する。

2. 具体的な提案

(1) 医療に関連して

医療法の特例の見直し

入院精神障害者に対する適正なリハビリテーションサービスの提供及び当事者の人権を保障するため、医療法における精神科特例の見直しを行い、一般科と同等の配置基準に改める必要がある。

リハビリテーション評価と計画書の作成

関係する多職種が連携して行うリハビリテーションサービスの提供を、適切且つ効率的なものにするため、リハビリテーション評価と計画書の作成を義務付ける必要がある。リハビリテーション評価と計画書を適切に作成することが、障害者の自立支援体制構築の基本になると考えている。

また、そのことを適正に評価することが必要である。

(2) 地域社会に関連して（総合的な自立支援システムの構築に向けて）

地域支援センターにおける職員配置の適正化

地域で生活する精神障害者に対しては、特に、精神障害者の生活機能と環境評価という視点をもった支援が必要であり、地域支援センターの管理・指導機能を強化するために、これまでこれらの視点からの評価と生活機能訓練及び環境調整を実践してきた、作業療法士等の人材の適正な配置が必要である。

ケアマネジメントの導入

精神障害者が退院する時点から地域で生活をするところまで、生活に必要な住居、食事、居場所、仕事、相談者、医療等々の具体的な支援プログラムを一貫して適切な形で提供する必要がある。

このため、ケアマネジメントの手法が導入され、これに基づいて多職種及び関係機関が連携を図りながら地域生活を支えるために、医療と生活の両面からの働きかけが可能な人材の関与が、容易にできるシステムを構築する必要がある。

市町村の人材育成のための支援

精神障害者の地域生活を支援するために、その主体である市町村の人材を育成する必要がある。国は、この側面で各市町村を支援するため、その人材育成を目的とした研修企画を提示し各市町村で実施する必要がある。

(3) 当事者の権利に関連して

精神障害者保健福祉手帳取得者に対しては、身体障害者や知的障害者と同様にさまざまな福祉サービスを充実させる必要があり、制度の狭間にある高次脳機能障害を有する対象者に対しても、同様な配慮を行う必要がある。

以上